

令和 8 年 3 月尾三消防組合議会定例会提出議案一覧

議案番号	議 案 名
承認第 1 号	専決処分事項の承認について
議案第 1 号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 号	令和 8 年度尾三消防組合一般会計予算
議案第 6 号	監査委員の選任について

承認第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり工事請負契約の契約一部解除に伴う合意書の締結を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月25日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

専決第1号

工事請負契約の契約一部解除に伴う合意書の締結の専決処分書
地方自治法第179条第1項の規定に基づき、工事請負契約の契約一部解除
に伴う合意書の締結を下記のとおり専決する。

令和8年1月6日専決

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 処 分 事 項 | 工事請負契約の契約一部解除に伴う合意書の締結 |
| 2 工 事 名 | 指令システム部分更新事業 |
| 3 工 事 場 所 | 愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地
尾三消防本部他8署所 |
| 4 契 約 金 額 | 変更前の契約金額 金474,540,000円
変更による減額分 金49,500,000円
変更後の契約金額 金425,040,000円 |
| 5 契 約 者 | 名古屋市東区東桜二丁目15番7号
株式会社TTK
代表取締役 藤 田 義 明 |

議案第 1 号

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 尾三消防組合職員の給与に関する条例(昭和47年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「24,400円」を「38,700円」に改める。

第19条第2項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第3項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「、「100分の105」とあるのは「100分の60」」を「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を「6月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」に改め、同項第2号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(一)

職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

号 給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	
	額	額	額	額	額	額	額	額	
定年	円	円	円	円	円	円	円	円	
前再1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	
任用2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	
短時3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	
間勤4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	
務職5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	
員以6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	
外の7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	
職員8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	

27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	

56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	

85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						

114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。								

第2条 尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、初任給調整手当」を「、初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当という。）」に改める。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「減じて支給する」を「減じて、第1種初任給調整手当として支給する」に改め、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第13条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第15条第2項第2号中「38,700円」を「66,400円」に改める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」」を「「100分の126.25」」に、「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.

5」」を「「100分の71.25」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の尾三消防組合職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の尾三消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第7号）の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">尾三消防組合職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年1月7日 条例第7号</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>38,700円</u>を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>（3） （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>4,700円</u>（宿直勤務が通常の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間のみが割り振られている日又はこれに相当する日で管理者が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>7,050円</u>）を超えない範囲内で管理者が規則で定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">尾三消防組合職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年1月7日 条例第7号</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>24,400円</u>を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>（3） （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>4,400円</u>（宿直勤務が通常の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間のみが割り振られている日又はこれに相当する日で管理者が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>6,600円</u>）を超えない範囲内で管理者が規則で定める額とする。</p>

新旧対照表

3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内で管理者が規則で定める月額^の宿日直手当を支給する。

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内で管理者が規則で定める月額^の宿日直手当を支給する。

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の105）を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

新 旧 対 照 表

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た総額

3～5 （略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額	額	額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）

_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の50

_____を乗じて得た総額

3～5 （略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額	額	額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500

新 旧 対 照 表

員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	

員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	330,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	

新 旧 对 照 表

32	240.900	276.700	310.500	356.400	381.400	413.500	458.500	32	228.900	266.300	300.100	345.700	370.400	402.000	446.100
33	242.000	277.400	311.600	358.100	382.500	414.200	459.000	33	230.000	267.000	301.300	347.400	371.500	402.700	446.600
34	242.900	278.200	312.900	359.900	383.400	414.900	459.400	34	231.100	267.800	302.600	349.200	372.400	403.400	447.000
35	243.800	279.000	314.200	361.700	384.400	415.500	459.800	35	232.200	268.600	303.900	351.000	373.400	404.100	447.400
36	244.800	279.600	315.500	363.500	385.400	416.200	460.200	36	233.300	269.300	305.200	352.800	374.500	404.800	447.800
37	245.800	280.300	316.700	365.000	386.200	416.800	460.600	37	234.400	270.000	306.500	354.300	375.300	405.400	448.200
38	246.700	281.100	318.000	366.400	387.100	417.400	460.900	38	235.400	270.800	307.800	355.700	376.200	406.000	448.600
39	247.600	281.800	319.300	367.800	388.000	417.900	461.200	39	236.400	271.600	309.100	357.100	377.100	406.500	449.000
40	248.400	282.500	320.600	369.200	388.800	418.300	461.500	40	237.300	272.300	310.400	358.500	377.900	406.900	449.300
41	249.200	283.200	321.900	370.700	389.600	418.700	461.800	41	238.200	273.000	311.700	360.000	378.700	407.300	449.600
42	249.900	283.900	323.100	371.500	390.400	418.900	462.100	42	239.100	273.800	313.000	360.800	379.500	407.500	450.000
43	250.500	284.600	324.400	372.400	391.200	419.200	462.400	43	239.900	274.600	314.300	361.800	380.300	407.800	450.300
44	251.100	285.300	325.500	373.400	391.900	419.500	462.700	44	240.700	275.300	315.400	362.800	381.000	408.100	450.600
45	251.800	286.000	326.400	374.300	392.600	419.800	463.000	45	241.400	276.000	316.300	363.700	381.700	408.400	450.900
46	252.400	286.600	327.700	375.400	393.300	420.100		46	242.000	276.700	317.600	364.800	382.400	408.700	
47	253.000	287.300	329.000	376.300	394.000	420.400		47	242.600	277.400	318.900	365.700	383.100	409.000	
48	253.600	287.900	330.300	377.300	394.700	420.700		48	243.200	278.100	320.200	366.700	383.800	409.300	
49	254.100	288.600	331.400	378.200	395.200	420.900		49	243.800	278.800	321.400	367.600	384.300	409.500	
50	254.700	289.200	332.700	378.900	395.800	421.200		50	244.400	279.500	322.700	368.300	384.900	409.800	
51	255.300	289.900	333.900	379.600	396.400	421.400		51	245.000	280.200	323.900	369.000	385.500	410.100	
52	255.800	290.600	335.100	380.200	397.100	421.700		52	245.500	280.900	325.100	369.600	386.200	410.400	
53	256.200	291.100	336.400	380.600	397.500	421.900		53	246.000	281.500	326.400	370.000	386.600	410.600	
54	256.600	291.700	337.400	381.200	398.100	422.200		54	246.400	282.200	327.500	370.600	387.200	410.900	
55	256.900	292.300	338.500	381.800	398.700	422.500		55	246.700	282.800	328.600	371.300	387.800	411.200	
56	257.200	293.000	339.600	382.500	399.200	422.800		56	247.000	283.500	329.700	372.000	388.300	411.500	
57	257.500	293.600	340.300	382.800	399.600	423.000		57	247.300	284.100	330.400	372.300	388.700	411.700	

新 旧 对 照 表

58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	

新 旧 对 照 表

84	265.600	305.300	355.000	396.200	408.800					84	255.400	296.500	345.300	385.800	398.000				
85	265.900	305.600	355.300	396.500	409.000					85	255.700	296.800	345.600	386.100	398.200				
86	266.200	305.800	355.700							86	256.000	297.100	346.000						
87	266.500	306.100	356.100							87	256.300	297.400	346.400						
88	266.800	306.400	356.500							88	256.600	297.700	346.800						
89	267.100	306.700	356.700							89	256.900	298.000	347.000						
90	267.400	307.000	357.100							90	257.200	298.300	347.400						
91	267.700	307.300	357.500							91	257.500	298.600	347.800						
92	268.000	307.600	357.900							92	257.800	299.000	348.200						
93	268.300	307.800	358.100							93	258.100	299.200	348.400						
94		308.000	358.400							94		299.400	348.800						
95		308.300	358.800							95		299.700	349.200						
96		308.700	359.100							96		300.100	349.500						
97		308.900	359.400							97		300.300	349.800						
98		309.200	359.800							98		300.600	350.200						
99		309.500	360.200							99		301.000	350.600						
100		309.900	360.600							100		301.400	351.000						
101		310.100	361.100							101		301.600	351.500						
102		310.400	361.500							102		301.900	351.900						
103		310.700	361.900							103		302.200	352.300						
104		311.000	362.300							104		302.500	352.700						
105		311.200	362.800							105		302.700	353.200						
106		311.500	363.200							106		303.000	353.600						
107		311.800	363.500							107		303.300	353.900						
108		312.100	363.800							108		303.600	354.200						
109		312.300	364.200							109		303.800	354.700						

新 旧 対 照 表

110	312,600							
111	313,000							
112	313,300							
113	313,500							
114	313,700							
115	314,000							
116	314,400							
117	314,600							
118	314,800							
119	315,100							
120	315,400							
121	315,700							
122	315,900							
123	316,200							
124	316,500							
125	316,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基本給 料月額 円 200,300	基本給 料月額 円 227,800	基本給 料月額 円 269,500	基本給 料月額 円 290,100	基本給 料月額 円 305,700	基本給 料月額 円 331,900	基本給 料月額 円 374,800	基本給 料月額 円 409,200
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第25条に規定する職員を除く。								

110	304,200							
111	304,600							
112	304,900							
113	305,100							
114	305,300							
115	305,600							
116	306,000							
117	306,200							
118	306,400							
119	306,700							
120	307,000							
121	307,400							
122	307,600							
123	307,900							
124	308,200							
125	308,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基本給 料月額 円 192,000	基本給 料月額 円 219,500	基本給 料月額 円 260,000	基本給 料月額 円 279,700	基本給 料月額 円 294,900	基本給 料月額 円 320,600	基本給 料月額 円 362,700	基本給 料月額 円 396,200
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第25条に規定する職員を除く。								

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第7号）の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">尾三消防組合職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年1月7日 条例第7号</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、<u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当という。）</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第11条 _____次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第1種初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第1種初任給調整手当</u>の支給</p>	<p style="text-align: center;">尾三消防組合職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年1月7日 条例第7号</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、<u>初任給調整手当</u> _____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第11条 <u>初任給調整手当は、</u>次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する _____。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u> _____を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u> _____を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u> _____を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u> _____の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u> _____の支給</p>

新 旧 対 照 表

について必要な事項は、管理者が規則で定める。

第11条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第13条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（通勤手当）

第15条 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

について必要な事項は、管理者が規則で定める。

（通勤手当）

第15条 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

新 旧 対 照 表

額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、38,700円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

新旧対照表

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の106.25（特定管理職員にあっては 100分の126.25

_____）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 _____を乗じて得た総額

3～5 (略)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を

乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た総額

3～5 (略)

議案第 2 号

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、改正する必要があるからである。

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務の級	1級
号給	基準額
	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000

19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000

48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200
54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700
62	259,000
63	259,300
64	259,600
65	259,900
66	260,200
67	260,500
68	260,800
69	261,100
70	261,400
71	261,700
72	262,000
73	262,300
74	262,600
75	262,900
76	263,200

77	263,500
78	263,800
79	264,100
80	264,400
81	264,700
82	265,000
83	265,300
84	265,600
85	265,900
86	266,200
87	266,500
88	266,800
89	267,100
90	267,400
91	267,700
92	268,000
93	268,300

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を改正する条例

新		旧	
尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年12月25日 条例第8号		尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年12月25日 条例第8号	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
1 行政職報酬表（一）		1 行政職報酬表（一）	
職務の級	1級	職務の級	1級
号給	基準額	号給	基準額
	円		円
1	195,800	1	183,500
2	196,900	2	184,600
3	198,100	3	185,800
4	199,200	4	186,900
5	200,300	5	188,000
6	202,000	6	189,700
7	203,600	7	191,300
8	205,200	8	192,900
9	206,700	9	194,500
10	208,400	10	196,200
11	210,000	11	197,800
12	211,600	12	199,400
13	213,100	13	201,000
14	214,800	14	202,700
15	216,500	15	204,400

新 旧 对 照 表

16	218,200	16	206,100
17	219,400	17	207,400
18	221,000	18	209,000
19	222,600	19	210,600
20	224,100	20	212,100
21	225,600	21	213,600
22	227,200	22	215,200
23	228,800	23	216,800
24	230,400	24	218,400
25	232,000	25	220,000
26	233,700	26	221,700
27	235,000	27	223,000
28	236,300	28	224,300
29	237,600	29	225,600
30	238,700	30	226,700
31	239,800	31	227,800
32	240,900	32	228,900
33	242,000	33	230,000
34	242,900	34	231,100
35	243,800	35	232,200
36	244,800	36	233,300
37	245,800	37	234,400
38	246,700	38	235,400
39	247,600	39	236,400
40	248,400	40	237,300
41	249,200	41	238,200

新 旧 对 照 表

42	249.900	42	239.100
43	250.500	43	239.900
44	251.100	44	240.700
45	251.800	45	241.400
46	252.400	46	242.000
47	253.000	47	242.600
48	253.600	48	243.200
49	254.100	49	243.800
50	254.700	50	244.400
51	255.300	51	245.000
52	255.800	52	245.500
53	256.200	53	246.000
54	256.600	54	246.400
55	256.900	55	246.700
56	257.200	56	247.000
57	257.500	57	247.300
58	257.800	58	247.600
59	258.100	59	247.900
60	258.400	60	248.200
61	258.700	61	248.500
62	259.000	62	248.800
63	259.300	63	249.100
64	259.600	64	249.400
65	259.900	65	249.700
66	260.200	66	250.000
67	260.500	67	250.300

新 旧 对 照 表

68	260.800	68	250.600
69	261.100	69	250.900
70	261.400	70	251.200
71	261.700	71	251.500
72	262.000	72	251.800
73	262.300	73	252.100
74	262.600	74	252.400
75	262.900	75	252.700
76	263.200	76	253.000
77	263.500	77	253.300
78	263.800	78	253.600
79	264.100	79	253.900
80	264.400	80	254.200
81	264.700	81	254.500
82	265.000	82	254.800
83	265.300	83	255.100
84	265.600	84	255.400
85	265.900	85	255.700
86	266.200	86	256.000
87	266.500	87	256.300
88	266.800	88	256.600
89	267.100	89	256.900
90	267.400	90	257.200
91	267.700	91	257.500
92	268.000	92	257.800
93	268.300	93	258.100

議案第 3 号

尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の基準等が定められたこと、また、住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを加えるために改正する必要があるからである。

尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

尾三消防組合火災予防条例（昭和47年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「（サウナ設備）」を「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に、「促進。」を「促進」に改め、同項第2号中「促進。」を「促進」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合火災予防条例（昭和47年条例第17号）の一部を改正する条例

新	旧
<p>尾三消防組合火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年1月7日 条例第17号</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2. 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p>	<p>尾三消防組合火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年1月7日 条例第17号</p> <p><u>（サウナ設備）</u></p>

新旧対照表

(7の2) ~ (15) (略)

(7の2) ~ (15) (略)

令和 7 年度

一般会計補正予算書

(第 4 号)

尾三消防組合

議案第 4 号

令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度尾三消防組合の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 2 , 0 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 , 4 9 3 , 8 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		4,105	2,413	6,518
	1. 使用料	342	△67	275
	2. 手数料	3,763	2,480	6,243
5. 財産収入		7,914	3,411	11,325
	1. 財産運用収入	557	569	1,126
	2. 財産売払収入	7,357	2,842	10,199
7. 繰入金		4,366	117,350	121,716
	1. 繰入金	4,366	117,350	121,716
9. 諸収入		58,511	38,896	97,407
	1. 諸収入	58,511	38,896	97,407
歳入合計		4,331,767	162,070	4,493,837

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,791,592	176,098	3,967,690
	1. 総務管理費	3,791,430	176,098	3,967,528
3. 消防費		399,186	△12,428	386,758
	1. 消防費	399,186	△12,428	386,758
4. 公債費		135,164	△1,600	133,564
	1. 公債費	135,164	△1,600	133,564
歳出合計		4,331,767	162,070	4,493,837

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 消防費	1. 消防費	車両整備事業	62,024

令和 7 年度

一般会計補正予算説明書

(第 4 号)

尾三消防組合

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料	4,105	2,413	6,518
5. 財産収入	7,914	3,411	11,325
7. 繰入金	4,366	117,350	121,716
9. 諸収入	58,511	38,896	97,407
歳入合計	4,331,767	162,070	4,493,837

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	3,791,592	176,098	3,967,690
3. 消防費	399,186	△12,428	386,758
4. 公債費	135,164	△1,600	133,564
歳出合計	4,331,767	162,070	4,493,837

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	2,480	173,618
0	0	△288	△12,140
0	0	0	△1,600
0	0	2,192	159,878

2. 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料	342	△67	275
計	342	△67	275

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

1 手数料	3,763	2,480	6,243
計	3,763	2,480	6,243

(款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	557	569	1,126
計	557	569	1,126

(款) 5 財産収入 (項) 2 財産売払収入

1 物品売払収入	7,357	2,842	10,199
計	7,357	2,842	10,199

(款) 7 繰入金 (項) 1 繰入金

1 繰入金	4,366	117,350	121,716
計	4,366	117,350	121,716

(款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

1 諸収入	58,511	38,896	97,407
計	58,511	38,896	97,407

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 使用料	△67	行政財産目的外使用料	△67

1 手数料	2,480	消防関係申請手数料	2,480

1 利子及び配当金	569	財政調整基金運用利子	569

1 物品売払収入	2,842	物品売払収入	2,842

1 繰入金	117,350	財政調整基金繰入金	117,350

1 雑収入	38,896	派遣職員（出向）人件費	△9,339
		雑入	440
		ふるさと納税返礼品代金	△320
		預金利子	629
		違約金	47,454
		救急車同乗実習生受入金	32

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	45,704	△1,441	44,263				△1,441
2 人事管理費	3,357,925	36,361	3,394,286			2,480	33,881

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	24	通信運搬費	24
12 委託料	△850	システム保守委託料	△770
		採用試験委託料	△80
13 使用料及び賃借料	△615	システム借上料	△61
		パソコン借上料	△356
		パソコンソフト等使用料	△198
1 報酬	400	会計年度任用職員報酬	400
2 給料	26,000	職員給料	27,000
		再任用職員給料	△1,000
3 職員手当等	△1,806	管理職手当	64
		管理職員特別勤務手当	△920
		扶養手当	△3,795
		地域手当	2,707
		住居手当	△354
		通勤手当	1,213
		特殊勤務手当	△396
		時間外勤務手当	△11,027
		休日勤務手当	△7,885
		夜間勤務手当	828
		期末勤勉手当	20,078
		児童手当	△1,445
		再任用職員地域手当	△146
		再任用職員通勤手当	△175
		再任用職員期末勤勉手当	△268
		会計年度任用職員期末勤勉手当	51
		再任用職員住居手当	△336
4 共済費	13,354	共済組合負担金	9,300
		共済組合追加費用負担金	△2,338
		退職手当組合負担金	6,392
7 報償費	△68	心の健康相談事業謝礼金	△50
		惨事ストレス講師謝礼金	△18
8 旅費	△520	一般旅費	△30
		総務省派遣旅費	△120

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人事管理費)							
4 財産管理費	387,518	141,178	528,696				141,178
計	3,791,430	176,098	3,967,528			2,480	173,618

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

1 消防費	260,347	△2,482	257,865			32	△2,514
-------	---------	--------	---------	--	--	----	--------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		消防大学校研修旅費	△520
		消防学校研修旅費	289
		教養視察研修旅費	△31
		受託研修旅費	△110
		普通旅費及び費用弁償	2
12 委託料	△1,250	職員健康診断等委託料	△700
		B型肝炎等予防接種委託料	△550
18 負担金、補助及び交付金	251	派遣職員（受入）負担金	1,300
		消防大学校研修負担金	△283
		各種資格取得補助金	△750
		危険物取扱者保安講習受講料	△16
10 需用費	480	修繕料	480
11 役務費	△60	ダイヤルイン電話料	△60
12 委託料	△443	ごみ処分委託料	35
		公会計財務書類作成業務委託料	△278
		個別施設計画工事設計委託料	△200
13 使用料及び賃借料	△71	寝具借上料	△71
16 公有財産購入費	△7,703	用地取得費	△7,703
24 積立金	148,975	財政調整基金積立金・利子積立金	570
		消防施設整備等基金積立金・利子積立金	148,405

8 旅費	△326	一般旅費	△326
10 需用費	△690	消耗品費	△1
		印刷製本費	△23
		救急業務用資材費	△199
		応急手当普及啓発用資材費	△12
		非常用食糧整備事業費	△17
		消防・救助業務用資材費	△174

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(消防費)							
2 予防費	8,876	△39	8,837			△320	281
3 指令費	71,786	△6,397	65,389				△6,397

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		感染対策用資材費	△264
11 役務費	△162	各種保険料	△8
		任意自動車保険料	△30
		車両登録・抹消手数料	△119
		各種手数料	△5
12 委託料	△317	線量計等保守点検委託料	△169
		ガス検知器点検委託料	△17
		はしご車機能点検委託料	△11
		自動心臓マッサージシステム保守点検委託料	△101
		絶縁用保護具点検委託料	△19
13 使用料及び賃借料	△10	駐車場使用料	△10
17 備品購入費	△899	救助用資機材整備事業	△161
		消防用資機材整備事業	△53
		応急手当普及啓発用備品整備事業	△25
		救急用資機材整備事業	△660
18 負担金、補助及び交付金	△78	尾張東部地区メディカルコントロール協議会負担金	△25
		日本救急医学会中部地方会負担金	△5
		消防救助研修負担金	△48
7 報償費	△39	防火作品表彰費	△39
10 需用費	△13	消耗品費	△13
11 役務費	△754	一般加入電話料	27
		携帯電話料	4
		消防専用線電話料	△345
		衛星携帯電話利用料	△90
		高度情報通信ネットワーク利用料	6
		AVM用回線利用料	△368
		携帯電話直接受信転送用回線通信料	12
12 委託料	△3,888	指令施設保守委託料	△22
		デジタル無線保守委託料	△922
		指令システム住所プログラム変更委託料	△2,788
		電話交換機チャンネル増設委託料	△156

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(指令費)							
4 特別消防隊費	6,286	△538	5,748				△538
5 日進消防署費	8,275	△793	7,482				△793
6 西出張所費	3,440	△100	3,340				△100
7 みよし消防署費	6,628	△341	6,287				△341
8 南出張所費	2,960	△138	2,822				△138
9 東郷消防署費	6,335	△426	5,909				△426

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	△292	電話交換機借上料	△292
17 備品購入費	△1,283	指令備品	△1,283
18 負担金、補助及び交付金	△167	次世代高度情報ネットワーク市町村等設備整備事業負担金	△167
8 旅費	△10	一般旅費	△10
10 需用費	△403	消耗品費 職員被服費 救助技術訓練用資材費	△116 △75 △212
12 委託料	△125	車両特殊装置点検委託料 化学検知器点検委託料	△114 △11
10 需用費	△707	消耗品費 光熱水費 燃料費	△27 △30 △650
11 役務費	21	ボンベ充填手数料	21
12 委託料	△114	消防ポンプ機能点検委託料	△114
13 使用料及び賃借料	7	複合機使用料	7
10 需用費	△100	燃料費	△100
10 需用費	△227	消耗品費 光熱水費 燃料費	△27 △50 △150
12 委託料	△114	消防ポンプ機能点検委託料	△114
10 需用費	△138	光熱水費 燃料費	12 △150
10 需用費	△435	光熱水費 燃料費	△50 △385
11 役務費	4	携帯電話料	4

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(東郷消防署費)							
10 豊明消防署費	11,251	△411	10,840				△411
11 南部出張所費	2,887	△150	2,737				△150
12 長久手消防署費	10,115	△613	9,502				△613
計	399,186	△12,428	386,758			△288	△12,140

(款) 4 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	131,630	△1,600	130,030				△1,600
計	135,164	△1,600	133,564				△1,600

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	5	複合機使用料	5
10 需用費	△411	光熱水費	△100
		燃料費	△300
		印刷製本費	△11
10 需用費	△150	燃料費	△150
10 需用費	△427	消耗品費	△27
		燃料費	△400
12 委託料	△186	消防ポンプ機能点検委託料	△176
		車両特殊装置点検委託料	△10

22 償還金、利子及び割引料	△1,600	長期債元金	△1,600

令和 8 年 度

.....

一 般 会 計 予 算 書

尾三消防組合

議案第 5 号

令和 8 年度尾三消防組合一般会計予算

令和 8 年度尾三消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 9 9 6, 7 9 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		4,496,412
	1. 分担金	4,496,412
2. 使用料及び手数料		4,372
	1. 使用料	343
	2. 手数料	4,029
3. 国庫支出金		18,517
	1. 国庫補助金	18,516
	2. 国庫負担金	1
4. 県支出金		1,248
	1. 県交付金	1,248
5. 財産収入		5,857
	1. 財産運用収入	2,486
	2. 財産売払収入	3,371
6. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
7. 繰入金		69,001
	1. 繰入金	69,001
8. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
9. 諸収入		57,384
	1. 諸収入	57,384

(単位：千円)

款	項	金額
10. 地方債		324,000
	1. 地方債	324,000
歳入合計		4,996,792

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		825
	1. 議会費	825
2. 総務費		4,374,647
	1. 総務管理費	4,374,485
	2. 監査委員費	162
3. 消防費		381,765
	1. 消防費	381,765
4. 公債費		234,555
	1. 公債費	234,555
5. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000
歳出合計		4,996,792

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	長久手消防署庁舎大規模改修事業	615,594	8	410,396
				9	205,198
3 消防費	1 消防費	指令システム・デジタル無線設計事業	29,117	8	16,522
				9	12,595

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
長久手消防署 大規模改修工 事	324,000	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について 、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率)	政府・県・その他の 金融機関については 、その融資条件によ る。ただし、財政の 都合により償還年限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利債 に借換えすることが できる。

令和 8 年 度

.....

一 般 会 計 予 算 説 明 書

尾三消防組合

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	4,496,412	4,100,559	395,853
2. 使用料及び手数料	4,372	4,105	267
3. 国庫支出金	18,517	17,114	1,403
4. 県支出金	1,248	1,248	0
5. 財産収入	5,857	7,914	△2,057
6. 寄附金	1	1	0
7. 繰入金	69,001	1	69,000
8. 繰越金	20,000	20,000	0
9. 諸収入	57,384	55,733	1,651
10. 地方債	324,000	87,400	236,600
歳入合計	4,996,792	4,294,075	702,717

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 議会費	825	825	0
2. 総務費	4,374,647	3,657,964	716,683
3. 消防費	381,765	416,170	△34,405
4. 公債費	234,555	214,116	20,439
5. 予備費	5,000	5,000	0
歳出合計	4,996,792	4,294,075	702,717

(単位：千円)

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	825
0	324,000	74,602	3,976,045
19,765	0	4,090	357,910
0	0	0	234,555
0	0	0	5,000
19,765	324,000	78,692	4,574,335

2. 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 分担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金	4,496,412	4,100,559	395,853
計	4,496,412	4,100,559	395,853

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

1 使用料	343	342	1
計	343	342	1

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

1 手数料	4,029	3,763	266
計	4,029	3,763	266

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

1 緊急消防援助隊設備整備費補助金	18,516	17,113	1,403
計	18,516	17,113	1,403

(款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫負担金

1 緊急消防援助隊活動費負担金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 4 県支出金 (項) 1 県交付金

1 消防交付金	1,248	1,248	0
計	1,248	1,248	0

(款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	2,486	557	1,929
計	2,486	557	1,929

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 分担金	4,496,412	各市町分担金 日進市 24.5936% 1,105,830千円 豊明市 21.2161% 953,963千円 みよし市 20.3308% 914,157千円 長久手市 18.1612% 816,602千円 東郷町 15.6983% 705,860千円	4,496,412

1 使用料	343	行政財産目的外使用料	343

1 手数料	4,029	消防関係申請手数料	4,029

1 緊急消防援助隊設備整備費補助金	18,516	緊急消防援助隊設備整備費補助金	18,516

1 緊急消防援助隊活動費負担金	1	緊急消防援助隊活動費負担金	1

1 消防交付金	1,248	石油貯蔵施設立地対策等交付金	1,248

1 利子及び配当金	2,486	財政調整基金運用利子 消防施設整備等基金運用利子	1 2,485

(款) 5 財産収入 (項) 2 財産売払収入

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 物品売払収入	3,371	7,357	△3,986
計	3,371	7,357	△3,986

(款) 6 寄附金 (項) 1 寄附金

1 寄附金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 7 繰入金 (項) 1 繰入金

1 繰入金	69,001	1	69,000
計	69,001	1	69,000

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	20,000	20,000	0
計	20,000	20,000	0

(款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

1 諸収入	57,384	55,733	1,651
計	57,384	55,733	1,651

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 物品売払収入	3,371	物品売払収入	3,371

1 寄附金		1 寄附金	1

1 繰入金	69,001	財政調整基金繰入金	1
		消防施設整備等基金繰入金	69,000

1 繰越金	20,000	前年度繰越金	20,000

1 雑収入	57,384	派遣職員（出向）人件費	50,375
		高速自動車国道救急業務に関する支弁金	3,042
		生命保険等事務費	1,258
		自動販売機光熱水費	318
		写しの交付に要する費用	1
		雑入	1,165
		ふるさと納税返礼品代金	266
		預金利子	1
		職員負担分雇用保険料	85
		救急車同乗実習生受入金	480
		メンタルヘルス関連講座助成金	54
		職員負担分公舎使用料	339

(款) 10 地方債 (項) 1 地方債

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 地方債	324,000	87,400	236,600
計	324,000	87,400	236,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方債	324,000	庁舎改修工事 324,000

3. 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	825	825	0				825
計	825	825	0				825

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

1 一般管理費	43,323	45,704	△2,381				43,323
---------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	675	議会議員報酬	675
9 交際費	150	議長交際費	150

1 報酬	437	管理者	75
		副管理者	240
		情報公開・個人情報保護審査会委員	122
5 災害補償費	1	会計年度任用職員公務災害補償費	1
7 報償費	100	表彰費	100
9 交際費	150	管理者交際費	150
10 需用費	4,895	消耗品費	2,994
		印刷製本費	581
		例規集データベース更新費用	1,320
11 役務費	663	クリーニング代	10
		保険料	3
		通信運搬費	343
		インターネット利用料	307
12 委託料	7,034	システム保守委託料	5,793
		弁護士顧問委託料	660
		ホームページ保守委託料	317
		採用試験委託料	264
13 使用料及び賃借料	30,042	複合機使用料	852
		放送受信料	280
		システム借上料	17,308
		パソコン借上料	7,618
		例規集システム使用料	1,188
		駐車場使用料	6
		道路通行料	200
		複合機借上料	337
		ホームページサーバ使用料	8

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
2 人事管理費	3,513,039	3,357,925	155,114			5,284	3,507,755

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		公舎使用料	1,632
		パソコンソフト等使用料	547
		WEB-CABINET使用料	66
21 補償、補填及び賠償金	1	補償、補填及び賠償金	1
1 報酬	5,468	会計年度任用職員報酬	5,468
2 給料	1,442,792	職員給料	1,436,970
		再任用職員給料	5,822
3 職員手当等	1,208,782	管理職手当	43,124
		管理職員特別勤務手当	3,007
		扶養手当	67,038
		地域手当	155,030
		住居手当	23,864
		通勤手当	28,108
		特殊勤務手当	12,041
		時間外勤務手当	100,098
		休日勤務手当	26,027
		夜間勤務手当	26,817
		期末勤勉手当	667,049
		児童手当	51,835
		再任用職員地域手当	583
		再任用職員通勤手当	200
		再任用職員期末勤勉手当	1,308
		会計年度任用職員期末勤勉手当	2,101
		単身赴任手当	552
4 共済費	771,491	共済組合負担金	528,040
		共済組合追加費用負担金	19,755
		退職手当組合負担金	215,546
		地方公務員災害補償基金負担金	6,368
		労災保険料	23
		雇用保険料	227
		厚生年金保険料	1,407
		特定健康診査負担金	69
		子ども・子育て拠出金	56
7 報償費	84	心の健康相談事業謝礼金	30
		惨事ストレス講師謝礼金	54

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人事管理費)							
3 会計管理費	283	120	163				283
4 財産管理費	817,840	254,053	563,787		324,000	69,318	424,522

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	2,413	一般旅費	619
		総務省派遣旅費	300
		消防大学校研修旅費	386
		消防学校研修旅費	596
		教養視察研修旅費	100
		受託研修旅費	276
		普通旅費及び費用弁償	136
12 委託料	12,321	公平委員会事務委託料	110
		職員健康診断等委託料	7,621
		B型肝炎等予防接種委託料	1,773
		産業医委託料	1,188
		職員研修委託料	972
		昇任試験委託料	657
18 負担金、補助及び交付金	69,688	派遣職員（受入）負担金	59,007
		職員共助会補助金	2,936
		消防大学校研修負担金	1,707
		消防学校研修負担金	3,496
		各種資格取得補助金	2,040
		消防車両（大型）研修負担金	283
		個人情報保護法改正対応講座負担金	6
		危険物取扱者保安講習受講料	22
		高度救助研修負担金	191
10 需用費	65	印刷製本費	65
11 役務費	218	現金輸送保険料	10
		残高証明書発行手数料	22
		振込関係手数料	186
10 需用費	18,997	消耗品費	1,475
		光熱水費	10,522
		修繕料	7,000
11 役務費	1,628	ごみ搬入利用料	200
		ダイヤルイン電話料	347
		庁舎火災保険料	837
		各種手数料	70
		家電リサイクル料	41

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
計	4,374,485	3,657,802	716,683		324,000	74,602	3,975,883

(款) 2 総務費 (項) 2 監査委員費

1 監査委員費	162	162	0				162
計	162	162	0				162

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		浄化槽法定検査料	39
		本部建替え関係手数料	94
12 委託料	120,053	庁舎美化委託料	3,230
		消防用設備点検委託料	704
		自家用電気工作物保安管理委託料	2,874
		非常用自家発電設備保守委託料	493
		自家用給油取扱所地下タンク検査委託料	108
		浄化槽維持管理委託料	1,133
		庁舎清掃委託料	1,804
		ごみ処分委託料	1,554
		植木管理委託料	335
		剪定業務委託料	427
		公会計財務書類作成業務委託料	440
		空調設備等保守点検委託料	3,613
		エレベータ保守点検委託料	225
		雨水ろ過装置管理委託料	61
		エネルギーサービスプロバイダー業務委託料	634
		個別施設計画工事設計委託料	26,763
		個別施設計画工事監理業務委託料	9,270
		本部建替え関係業務委託料	66,385
13 使用料及び賃借料	7,835	寝具借上料	7,401
		清掃用品借上料	434
14 工事請負費	418,726	個別施設計画庁舎大規模改修工事	401,126
		豊明消防署空調更新工事	17,600
17 備品購入費	600	一般備品	600
24 積立金	250,001	財政調整基金積立金・利子積立金	1
		消防施設整備等基金積立金・利子積立金	250,000

1 報酬	162	監査委員報酬	162
------	-----	--------	-----

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 消防費	243,449	289,239	△45,790	19,765		3,824	219,860

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7 報償費	27	救急講師謝礼金	27
8 旅費	1,670	一般旅費	1,670
10 需用費	69,986	消耗品費	105
		燃料費	5,360
		印刷製本費	400
		修繕料	8,000
		職員被服費	35,157
		救急業務用資材費	15,567
		応急手当普及啓発用資材費	1,158
		非常用食糧整備事業費	560
		街の救命ステーション資材費	40
		消防・救助業務用資材費	2,296
		感染対策用資材費	1,230
		救護支援ボランティア資材費	113
11 役務費	11,270	携帯電話料	234
		クリーニング代	68
		各種保険料	827
		車両点検手数料	6,327
		任意自動車保険料	2,616
		自賠責保険料	282
		車両登録・抹消手数料	176
		救急救命士関係手数料	100
		各種手数料	105
		マイナ救急通信回線費	535
12 委託料	15,311	潜水器具機能点検委託料	77
		線量計等保守点検委託料	786
		ガス検知器点検委託料	464
		はしご車機能点検委託料	1,551
		医療廃棄物処理委託料	467
		患者監視装置保守点検委託料	314
		人工呼吸器等保守点検委託料	424
		救急業務支援委託料	2,702
		自動心臓マッサージシステム保守点検委託料	1,089
		病院実習委託料	6,189
		空気ボンベ充填設備保守点検委託料	230
		絶縁用保護具点検委託料	277
		重機オペレーター研修委託料	187

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(消防費)							
2 予防費	7,191	8,073	△882			266	6,925

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		アルコール検知器点検委託料	315
		災害時活動支援委託料	1
		電動ストレッチャー保守点検委託料	238
13 使用料及び賃借料	53	駐車場使用料	53
17 備品購入費	128,750	救助用資機材整備事業	10,838
		消防用資機材整備事業	4,081
		車両整備事業	108,560
		応急手当普及啓発用備品整備事業	808
		救急用資機材整備事業	4,463
18 負担金、補助及び交付金	14,032	救急救命士養成負担金	10,887
		救急救命士再教育負担金	595
		尾張東部地区メディカルコントロール協議会負担金	167
		日本臨床救急医学会負担金	21
		日本救急医学会中部地方会負担金	10
		尾三消防連絡協議会負担金	250
		愛知安全運転管理協議会負担金	94
		愛知県下高速道路消防連絡協議会負担金	6
		消防救助研修負担金	1,277
		全国消防長会会費	510
		全国消防長会研修負担金	1
		愛知県消防長会負担金	27
		全国消防協会会費	155
		愛知県消防協会会費	23
		西三河地域消防協議会負担金	9
26 公課費	2,350	車両重量税	2,350
7 報償費	109	防火作品表彰費	54
		講師等謝礼金	55
8 旅費	100	一般旅費	100
10 需用費	3,694	消耗品費	1,656
		印刷製本費	1,111
		防火啓発品費	927
11 役務費	804	携帯電話料	71
		保険料	15

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(予防費)							
3 指令費	74,220	64,264	9,956				74,220

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		振込手数料	1
		通信運搬費	717
13 使用料及び賃借料	1,661	危険物関係法令検索システム使用料	297
		S N S 使用料	1,318
		消防フェスタ機材借上料	46
15 原材料費	20	訓練等材料費	20
17 備品購入費	110	予防業務用備品	110
18 負担金、補助及び交付金	693	危険物安全協会補助金	462
		愛知県少年消防クラブ負担金	54
		予防技術検定負担金	66
		予防関係各種講習負担金	104
		尾三危険物安全協会会費	7
8 旅費	29	一般旅費	29
10 需用費	2,068	消耗品費	231
		印刷製本費	40
		修繕料	1,500
		デジタル無線基地局電気代	297
11 役務費	17,207	一般加入電話料	458
		携帯電話料	14
		署所間ネットワーク専用回線利用料	10,140
		位置情報通知システム利用料	1,154
		発信地表示システム利用料	433
		指令系統電話料	226
		衛星携帯電話利用料	299
		高度情報通信ネットワーク利用料	26
		無線従事者養成講習会手数料	2
		外国語通訳業務利用料	119
		インターネット利用料	264
		AVM用回線利用料	460
		携帯電話直接受信転送回線通信料	180
		NET119・Live119利用料	3,432
12 委託料	40,408	指令施設保守委託料	6,193
		デジタル無線保守委託料	10,932

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(指令費)							
4 特別消防隊費	5,428	6,286	△858				5,428

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		指令システム住所プログラム変更委託料	2,727
		NET119説明会手話通訳等委託料	110
		消防用無線局再免許申請業務委託料	674
		電話設備保守委託料	1,397
		指令システム・デジタル無線設計委託料	16,522
		無線設備移設作業委託料	1,853
13 使用料及び賃借料	9,211	複合機使用料	42
		デジタル無線基地局借上料	3,353
		電話交換機借上料	5,816
18 負担金、補助及び交付金	5,297	愛知県防災行政無線運営協議会分担金	1,750
		研修講習負担金	7
		次世代高度情報ネットワーク市町村等設備整備事業負担金	3,540
8 旅費	4	一般旅費	4
10 需用費	1,993	消耗品費	943
		修繕料	100
		救助技術訓練用資材費	950
11 役務費	498	携帯電話料	142
		ボンベ耐圧試験料	215
		ボンベ充填手数料	104
		廃油処理手数料	27
		船舶検査料	9
		通信運搬費	1
12 委託料	738	車両特殊装置点検委託料	322
		重機点検委託料	191
		タイヤ交換委託料	27
		化学検知器点検委託料	198
13 使用料及び賃借料	507	複合機使用料	42
		駐車場使用料	28
		潜水施設使用料	437
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
17 備品購入費	1,658	備品購入費	1,658

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 日進消防署費	7,958	7,555	403				7,958
6 西出張所費	3,849	3,420	429				3,849
7 みよし消防署費	6,666	6,000	666				6,666

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	6,824	消耗品費	460
		光熱水費	3,332
		燃料費	2,832
		修繕料	200
11 役務費	577	一般加入電話料	212
		携帯電話料	132
		ボンベ耐圧試験料	47
		ボンベ充填手数料	186
12 委託料	430	消防ポンプ機能点検委託料	246
		車両特殊装置点検委託料	184
13 使用料及び賃借料	97	複合機使用料	63
		放送受信料	34
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	3,380	消耗品費	188
		光熱水費	2,183
		燃料費	909
		修繕料	100
11 役務費	404	一般加入電話料	100
		携帯電話料	36
		ボンベ耐圧試験料	177
		ボンベ充填手数料	91
13 使用料及び賃借料	55	複合機使用料	21
		放送受信料	34
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	6,011	消耗品費	405
		光熱水費	3,918
		燃料費	1,488
		修繕料	200
11 役務費	346	一般加入電話料	163
		携帯電話料	96
		ボンベ充填手数料	87

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(みよし消防署費)							
8 南出張所費	2,979	2,915	64				2,979
9 東郷消防署費	6,135	6,022	113				6,135

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	201	消防ポンプ機能点検委託料	201
13 使用料及び賃借料	78	複合機使用料	53
		放送受信料	25
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	2,658	消耗品費	188
		光熱水費	1,463
		燃料費	907
		修繕料	100
11 役務費	266	一般加入電話料	96
		携帯電話料	36
		ボンベ耐圧試験料	57
		ボンベ充填手数料	77
13 使用料及び賃借料	45	複合機使用料	20
		放送受信料	25
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	5,321	消耗品費	405
		光熱水費	2,758
		燃料費	1,958
		修繕料	200
11 役務費	479	一般加入電話料	144
		携帯電話料	96
		ボンベ耐圧試験料	103
		ボンベ充填手数料	136
12 委託料	229	消防ポンプ機能点検委託料	229
13 使用料及び賃借料	76	複合機使用料	42
		放送受信料	34
15 原材料費	30	訓練等材料費	30

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 豊明消防署費	11,482	9,935	1,547				11,482
11 南部出張所費	2,873	2,881	△8				2,873
12 長久手消防署費	9,535	9,580	△45				9,535

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	9,992	消耗品費	583
		光熱水費	6,261
		燃料費	2,927
		印刷製本費	21
		修繕料	200
11 役務費	1,022	一般加入電話料	320
		携帯電話料	132
		ボンベ耐圧試験料	300
		ボンベ充填手数料	229
		保険料	41
12 委託料	288	車両特殊装置点検委託料	281
		タイヤ交換委託料	7
13 使用料及び賃借料	150	複合機使用料	116
		放送受信料	34
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	2,470	消耗品費	188
		光熱水費	1,325
		燃料費	857
		修繕料	100
11 役務費	341	一般加入電話料	87
		携帯電話料	71
		ボンベ耐圧試験料	78
		ボンベ充填手数料	105
13 使用料及び賃借料	52	複合機使用料	20
		放送受信料	32
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	8,314	消耗品費	567
		光熱水費	5,197
		燃料費	2,350
		修繕料	200
11 役務費	736	一般加入電話料	215

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(長久手消防署費)							
計	381,765	416,170	△34,405	19,765		4,090	357,910

(款) 4 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	226,892	211,030	15,862				226,892
2 利子	7,663	3,086	4,577				7,663
計	234,555	214,116	20,439				234,555

(款) 5 予備費 (項) 1 予備費

1 予備費	5,000	5,000	0				5,000
計	5,000	5,000	0				5,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		携帯電話料	132
		ポンベ耐圧試験料	262
		ポンベ充填手数料	127
12 委託料	367	消防ポンプ機能点検委託料	275
		車両特殊装置点検委託料	92
13 使用料及び賃借料	88	複合機使用料	63
		放送受信料	25
15 原材料費	30	訓練等材料費	30

22 償還金、利子及び割引料	226,892	長期債元金	226,892
22 償還金、利子及び割引料	7,663	長期債利子	7,663

1 予備費	5,000	予備費	5,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	5	315						315		315	
	議 員	15	675						675		675	
	その他の 特別職	7	284						284		284	
	計	27	1,274						1,274		1,274	
前年度	長 等	5	315						315		315	
	議 員	15	675						675		675	
	その他の 特別職	7	284						284		284	
	計	27	1,274						1,274		1,274	
比 較	長 等	0	0						0		0	
	議 員	0	0						0		0	
	その他の 特別職	0	0						0		0	
	計	0	0						0		0	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	348 (6)	5,468	1,442,792	1,208,782	2,657,042	771,491	3,428,533	
前 年 度	348 (10)	5,122	1,383,452	1,165,358	2,553,932	718,078	3,272,010	
比 較	0 (△4)	346	59,340	43,424	103,110	53,413	156,523	

備考 () 内は、暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
	本 年 度	43,124	67,038	155,613	23,864	28,308		552	12,041
	前 年 度	42,142	65,112	149,072	22,779	25,799		552	12,733
	比 較	982	1,926	6,541	1,085	2,509		0	△ 692
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末、勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	本 年 度	100,098	0	3,007	26,817	26,027	670,458	51,835	
	前 年 度	100,464	0	3,002	26,270	35,230	630,428	51,775	
	比 較	△ 366	0	5	547	△ 9,203	40,030	60	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	59,340	給与改定に伴う増加分	45,992	給料改定率 3.31%	
		昇給に伴う増加分	13,405	平均昇給率 0.95%	
		その他の増減分	△ 57	職員の異動等に伴う増減	
職 員 手 当	43,424	制度改正に伴う増減分	26,771	給与改定に伴う期末勤勉手当の増 期末勤勉手当支給率の増	
		その他の増減分	16,653	職員の異動等に伴う増減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		消 防 職 員	
		消 防 吏 員	事 務 吏 員
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	328,767	0
	平均給与月額 (円)	431,622	0
	平均年齢 (歳)	40.6	0.0
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	316,799	0
	平均給与月額 (円)	416,878	0
	平均年齢 (歳)	40.0	0.0

備考 暫定再任用短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)
高 校 卒	213,100
大 学 卒	237,600

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年1月1日現在	1級	46	13.3
	2級	30	8.7
	3級	78	22.5
	4級	73	21.0
	5級	58	16.7
	6級	49	14.1
	7級	7	2.0
	8級	6	1.7
	計	347	100.0
令和7年1月1日現在	1級	43	12.6
	2級	31	9.1
	3級	77	22.6
	4級	74	21.7
	5級	56	16.4
	6級	48	14.1
	7級	7	2.0
	8級	5	1.5
	計	341	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級～3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主任	係長	課長補佐	専門監 室長 指揮監 副署長 主幹 消防署の課長	事務局の 統括専門監 会計管理者 消防本部の 課長 特別消防隊長 消防署長	消防長
	係員	主査	専門員			次長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種	
			消 防 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	348	348	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	303	303	
	号給数別内訳	2号給(人)		
		3号給(人)		
		4号給(人)	303	303
		6号給(人)		
8号給(人)				
比率(B)/(A) (%)		87.1	87.1	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	348	348	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	299	299	
	号給数別内訳	2号給(人)		
		3号給(人)		
		4号給(人)	299	299
		6号給(人)		
8号給(人)				
比率(B)/(A) (%)		85.9	85.9	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の階級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本年度	2.325(1.225)	2.325(1.225)	4.65(2.45)	有	
前年度	2.30(1.20)	2.30(1.20)	4.60(2.40)	有	
国の制度	2.325(1.225)	2.325(1.225)	4.65(2.45)	有	

備考 () 内は、暫定再任用短時間勤務職員の支給率

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.270750	47.709000	47.709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.270750	47.709000	47.709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率 (%)	10
支給対象職員 (人)	348 (3)
国の指定基準に基づく支給率 (%)	

備考 () 内は、暫定再任用短時間勤務職員について外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全職員
給料総額に対する比率 (%)	0.93
支給対象職員の比率 (%) (令和8年1月1日現在)	75.66
代表的な特殊勤務手当の名称	出勤手当

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

継続費についての前々年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	尾三消防組合本部新庁舎設計業務委託	令和7年度	15,411	0	0	0	15,411
			令和8年度	50,930	0	0	0	50,930
			令和9年度	97,779	0	0	0	97,779
			計	164,120	0	0	0	164,120
2 総務費	1 総務管理費	長久手消防署庁舎大規模改修事業	令和8年度	410,396	0	324,000	69,000	17,396
			令和9年度	205,198	0	162,000	0	43,198
			計	615,594	0	486,000	69,000	60,594
3 消防費	1 消防費	指令システム・デジタル無線設計事業	令和8年度	16,522	0	0	0	16,522
			令和9年度	12,595	0	0	0	12,595
			計	29,117	0	0	0	29,117

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円・%)

前々年度末 までの支出額	前年度末までの 支出（見込）額	当該年度 支出予定額	当該年度末まで の支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総額に 対する進捗率
0	15,411	0	15,411	0	9.4
0	0	50,930	50,930	0	31.0
0	0	0	0	97,779	59.6
0	15,411	50,930	66,341	97,779	100.0
0	0	410,396	410,396	0	66.7
0	0	0	0	205,198	33.3
0	0	410,396	410,396	205,198	100.0
0	0	16,522	16,522	0	56.7
0	0	0	0	12,595	43.3
0	0	16,522	16,522	12,595	100.0

地方債の令和6年度末における現在高並びに令和7年度末及び
令和8年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：円)

起債の目的		令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末 現在高見込額
				令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還見込額	
令和2年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊化学消防ポンプ自 動車)	5,200,000				0
令和3年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防ポン プ自動車)	22,000,000	11,000,000		11,000,000	0
令和3年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)	18,500,000	9,250,000		9,250,000	0
令和4年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防ポン プ自動車)	23,460,000	15,640,000		7,820,000	7,820,000
令和4年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊はしご付 消防自動車)	75,000,000	50,000,000		25,000,000	25,000,000
令和5年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊消防 ポンプ自動車)	23,200,000	17,400,000		5,800,000	11,600,000
令和5年度 借入金	車両整備事業 (はしご消防自動車)	161,300,000	137,500,000		32,062,000	105,438,000
令和6年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)	99,800,000	85,240,000		14,560,000	70,680,000
令和6年度 借入金	車両整備事業 (大型水槽車2台)	85,900,000	74,900,000		11,000,000	63,900,000
令和6年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防ポン プ自動車Ⅱ型)	42,200,000	36,800,000		5,400,000	31,400,000
令和6年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防ポン プ自動車Ⅰ型2台)	87,500,000	76,300,000		11,200,000	65,100,000
令和7年度 借入金	指令システム 部分更新事業		327,000,000		65,400,000	261,600,000
令和7年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)		95,000,000		19,000,000	76,000,000
令和7年度 借入金	車両整備事業 (消防ポン プ自動車CD-1型)		29,500,000		3,800,000	25,700,000
令和7年度 借入金	車両整備事業 (大型水槽車)		43,600,000		5,600,000	38,000,000
令和8年度 借入金	長久手消防署庁舎 大規模改修工事			324,000,000		324,000,000
		644,060,000	1,009,130,000	324,000,000	226,892,000	1,106,238,000

議案第 6 号

監査委員の選任について

監査委員 相羽喜次氏は、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって任期満了のため、次の者を選任するものとする。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

記

住 所

氏 名 石 川 達 也

生年月日

説 明

この案を提出するのは、尾三消防組合同約第 9 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

経 歴 書

住 所 [REDACTED]

氏 名 石 川 達 也

生年月日 [REDACTED]

昭和 5 9 年	4 月	日進町職員 採用
平成 2 5 年	4 月から	
平成 2 7 年	3 月まで	市民生活部保険年金課長
平成 2 7 年	4 月から	
平成 2 8 年	3 月まで	企画部企画政策課長
平成 2 8 年	4 月から	
平成 2 9 年	3 月まで	企画部次長（企画政策・人事）兼企画政策課長
平成 2 9 年	4 月から	
平成 3 0 年	3 月まで	総務部次長兼財政課長
平成 3 0 年	4 月から	
平成 3 1 年	3 月まで	総務部長
平成 3 1 年	4 月から	
令和 2 年	3 月まで	企画部長
令和 2 年	4 月から	
令和 4 年	3 月まで	総合政策部長
令和 4 年	3 月	定年退職
令和 4 年	4 月から	
現	在	日進市職員に再任用